

第213回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年6月29日（火曜日）午前10時

開催場所

岡山県倉敷市本町7番2号

倉敷アイビースクエア

末尾記載の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。

※新型コロナウイルスの影響により、開催場所が変更になる場合があります。
その場合は、当社ホームページ (<https://www.kurabo.co.jp>) において速やかにお知らせいたします。

議決権行使期限

2021年6月28日（月曜日）午後6時まで

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

証券コード 3106

倉敷紡績株式会社

決議事項

- 第1号議案 第213期剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

<新型コロナウイルスに関するお知らせ>

- ◆株主総会にご出席をいただかなくとも、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、可能な限り、事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
- ◆株主総会における新型コロナウイルスへの対応については、本招集ご通知6頁をご覧ください。
- ◆今後の状況により株主総会の運営に変更が生じた場合は、当社ホームページ (<https://www.kurabo.co.jp>) において速やかにお知らせいたします。株主の皆様におかれましては、事前に最新の状況についてご確認いただきますようお願い申し上げます。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/3106/>



証券コード3106

2021年6月7日

株 主 各 位

岡山県倉敷市本町7番1号
(大阪本社 大阪市中央区久太郎町2丁目4番31号)
倉敷紡績株式会社
取締役社長 藤 田 晴 哉

第213回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記のとおり第213回定時株主総会を開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される状況が続いておりますので、本定時株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたします。

株主の皆様におかれましては、株主総会にご出席をいただかなくとも、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、**可能な限り、事前に議決権を行使いただきますようよろしくお願い申し上げます。**事前の議決権行使につきましては、後記株主総会参考書類をご検討いただき、4頁から5頁の議決権行使方法のご案内をご参照の上、**2021年6月28日（月曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

ご来場の株主の皆様におかれましては、株主総会開催時点での新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の体調をご確認の上、マスクの着用など感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時

2. 場 所 岡山県倉敷市本町7番2号 倉敷アイビースクエア

※新型コロナウイルスの影響により、開催場所が変更になる場合があります。
その場合は、当社ホームページ (<https://www.kurabo.co.jp>) において
速やかにお知らせいたします。

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第213期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第213期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 第213期剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書にて議決権を行使される場合、議案に対し賛否の表示のないときは、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- (2) インターネットによる方法により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使書の郵送とインターネットによる方法とを重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (4) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を受付にご提出ください。

◎次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.kurabo.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、また、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

①事業報告の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

②事業報告の株式会社の支配に関する基本方針

③連結計算書類の連結株主資本等変動計算書

④連結計算書類の連結注記表

⑤計算書類の株主資本等変動計算書

⑥計算書類の個別注記表

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.kurabo.co.jp>) に掲載させていただきます。

## 議決権行使方法のご案内

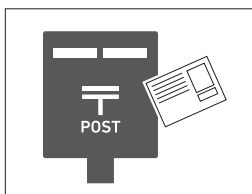
機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する  
「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

### 郵送による議決権行使

行使期限

2021年6月28日(月曜日) 午後6時到着



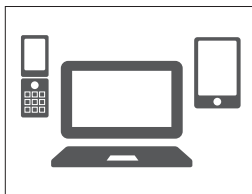
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、  
ご送付ください。

議案に対し賛否の表示のないときは、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

### インターネットによる議決権行使

行使期限

2021年6月28日(月曜日) 午後6時まで



次頁をご参照の上、議決権行使サイトより、  
議案に対する賛否をご入力ください。

パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合など、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとしてお取扱いいたします。

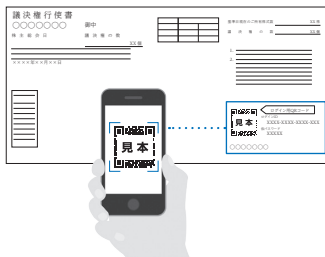
- 議決権行使書の郵送とインターネットによる方法とを重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

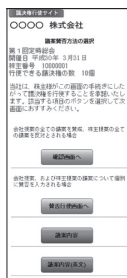
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

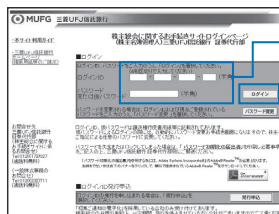
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使  
サイト

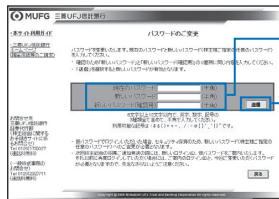
<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」を入力  
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

## 第213回定時株主総会における新型コロナウイルスへの対応について

### <株主の皆様へのお願い>

株主の皆様におかれましては、株主総会にご出席をいただかなくとも、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、**可能な限り、事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。**

事前の議決権行使につきましては、4頁から5頁に議決権行使方法のご案内を記載しておりますので、そちらをご参照ください。

### <ご来場される株主の皆様へのお願い>

- ・ご来場の株主の皆様におかれましては、株主総会開催時点での新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の体調をご確認の上、マスクの着用など**感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。**  
ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、特段のご留意をお願いいたします。
- ・アルコール消毒液による手指の殺菌とマスクの着用後、株主総会会場にご入場をいただくこととなります。ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- ・感染予防のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。

### <株主総会の運営について>

- ・株主総会の運営スタッフは、マスクを着用させていただきます。
- ・株主総会会場にアルコール消毒液を用意いたします。
- ・感染予防の観点から、**株主総会開会前のドリンク類などのご提供および株主総会終了後の株主懇親会は、昨年同様、中止させていただくことといたしました。**
- ・株主総会は速やかな運営を心掛け、議事は、昨年同様、時間を短縮して行う予定です。
- ・会場内の換気のため、扉を開放したまま運営いたします。

今後の状況により株主総会の運営に変更が生じた場合は、当社ホームページ (<https://www.kurabo.co.jp>) において速やかにお知らせいたします。株主の皆様におかれましては、事前に最新の状況についてご確認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(添付書類)

# 事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

## 1. 当社グループの現況に関する事項

### (1) 当社グループの事業の経過およびその成果

| 売上高     |                 | 営業利益            |                 |
|---------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1,221億円 | 前年同期比<br>14.5%減 | 32億円            | 前年同期比<br>29.4%減 |
| 経常利益    |                 | 親会社株主に帰属する当期純利益 |                 |
| 42億4千万円 | 前年同期比<br>22.6%減 | 22億円            | 前年同期比<br>40.8%減 |

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大により2020年4月に緊急事態宣言が発出され、様々な自粛や制限に伴い社会経済活動が停滞しました。5月に緊急事態宣言が解除され、一旦は社会経済活動レベルの引き上げの動きがありましたが、秋以降の世界的な再拡大があり、国内でも2021年1月には11都府県に再度緊急事態宣言が発出されるなど、年度全般にわたり新型コロナウイルスの影響を受け、景気はきびしい状況で推移しました。

このような環境下において当社グループは、従業員やステークホルダーの皆様の安全・健康を最優先として新型コロナウイルスの感染拡大の防止と事業活動・生産活動への影響の最小化に努めるとともに、中期経営計画「Creation'21」の目標達成に向け尽力しましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響は大きく、売上高は1,221億円（前年同期比14.5%減）、営業利益は32億円（同29.4%減）、経常利益は42億4千万円（同22.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は22億円（同40.8%減）となりました。

各事業別の概況につきましては、以下のとおりであります。



## 繊維事業

### 主要な事業内容

- 綿、合繊、その他素材の繊維製品（糸、織物、編物および二次製品）の製造・販売
- 綿、合繊織編物の染色整理加工



売上高

421億円

前年同期比 18.2%減

営業損失

18億2千万円

前年同期は営業損失17億円

原糸分野およびカジュアル分野は、4月の緊急事態宣言の発出による取引先の店舗休業や、その後も引き続き個人消費の低迷の影響が大きく、受注が減少し、減収となりました。

ユニフォーム分野は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けた建設業および製造業向けユニフォームの販売不振により、受注が減少し、減収となりました。

なお、抗菌・抗ウイルス機能素材の販売は好調でした。

海外子会社は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて、ブラジルやタイの受注が減少したことにより、減収となりました。

この結果、売上高は421億円（前年同期比18.2%減）、営業損失は18億2千万円（前年同期は営業損失17億円）となりました。

## 化成品事業

### 主要な事業内容

- ポリウレタンフォーム、合成木材、無機建材、機能性フィルム、精密ろ過関連製品、高性能エンジニアリング製品、不織布および補強ネットの製造・加工・販売



売上高

485億円

前年同期比 13.0%減

営業利益

14億円

前年同期比 44.8%増

自動車分野は、新型コロナウイルスの感染拡大などに伴う自動車メーカーの減産の影響があり、国内およびブラジルの子会社の受注が大幅に減少し、減収となりました。なお、新型コロナウイルスの影響からの回復が早かった中国では、子会社の受注が堅調でした。

機能樹脂分野は、半導体製造装置向け樹脂加工品の販売が堅調に推移し、また新型コロナウイルスの感染拡大への対応として新たに開発した医療用ガウンの受注もありましたが、各種イベントの自粛により販売促進用のクリアファイル用フィルムなどが低調で、減収となりました。

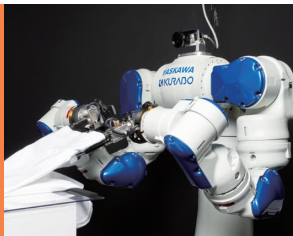
住宅建材分野は、引き続き新設住宅着工戸数低迷の影響から、減収となりました。

この結果、売上高は485億円（前年同期比13.0%減）となりましたが、コスト低減により営業利益は14億円（同44.8%増）となりました。

## 環境メカトロニクス事業

### 主要な事業内容

- 色彩・生産管理等に関する情報システム機器および検査・計測システムの製造・販売・保守
- 環境・エネルギー関連の各種プラント等の設計・製作・施工・販売、バイオマス発電事業
- バイオ関連製品の製造・販売
- 工作機械等の製造・販売



売上高

186億円

前年同期比 14.4%減

営業利益

15億6千万円

前年同期比 43.9%減

エレクトロニクス分野は、液体成分濃度計や膜厚計は堅調に推移しましたが、子会社における半導体洗浄関連装置の大型案件の減少や新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けた国内外の全般的な営業活動の停滞により、減収となりました。

エンジニアリング分野は、バイオマス関連設備が順調に推移し、増収となりました。

バイオメディカル分野は、遺伝子受託解析サービスが順調に推移し、新型コロナウイルス抗体検査試薬キットの販売も加わり、増収となりました。

工作機械分野は、国内外ともに新型コロナウイルスの感染拡大に伴い設備投資が低調で、販売が減少し、減収となりました。

この結果、売上高は186億円（前年同期比14.4%減）、営業利益は15億6千万円（同43.9%減）となりました。

## 食品・サービス事業

### 主要な事業内容

- フリーズドライ食品の製造・販売
- ホテル、自動車教習所等の経営ほか



売上高

86億円

前年同期比 7.8%減

営業利益

2億7千万円

前年同期比 55.5%減

食品分野は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う在宅勤務の継続や外出の減少による内食需要の高まりから、成型スープやシリアル向けフリーズドライフルーツの販売が増加し、増収となりました。

ホテル分野は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて、2020年5月にホテル全館の臨時休業を行ったことや、宴会および宿泊などが低調に推移したことなどから、減収となりました。

この結果、売上高は86億円（前年同期比7.8%減）、営業利益は2億7千万円（同55.5%減）となりました。

## 不動産事業

主要な事業内容

- 不動産の賃貸



売上高

40億円

前年同期比 5.9%減

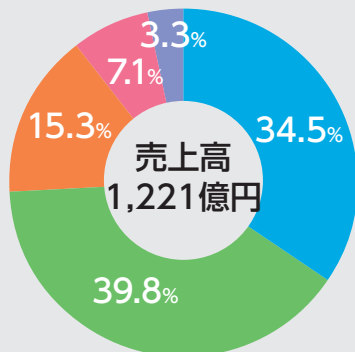
営業利益

28億4千万円

前年同期比 5.2%減

不動産事業は、一部の賃貸物件の契約期間満了により、売上高は40億円（前年同期比5.9%減）、営業利益は28億4千万円（同5.2%減）となりました。

### 【ご参考】各事業別売上高構成比率



|               |       |
|---------------|-------|
| ■ 繊維事業        | 421億円 |
| ■ 化成品事業       | 485億円 |
| ■ 環境メカトロニクス事業 | 186億円 |
| ■ 食品・サービス事業   | 86億円  |
| ■ 不動産事業       | 40億円  |

## (2) 当社グループが対処すべき課題

今後のわが国の経済情勢につきましては、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種は開始されましたが、変異株による感染増加など、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しは立っておらず、景気の先行きは非常に不透明であります。当社グループでは、引き続き景気の悪化による受注減、衣料品、自動車業界等における生産活動への影響、様々な自粛や制限に伴う国内外での販売、納品活動の停滞等の発生が想定されます。

このような状況に対応するため、新型コロナウイルスに関する対策指針を定め、当社グループの従業員やステークホルダーの皆様の安全・健康を最優先として、引き続きグループをあげて感染拡大の防止に取り組み、事業活動・生産活動への影響を最小限に抑えるとともに、ウィズコロナ・アフターコロナの時代に最適な新しいビジネスモデルの構築を進めながら、業容の拡大に努めてまいります。

また、中期経営計画「Creation'21」の基本方針に沿い、高付加価値・高収益ビジネスの拡大や、R&D活動の推進、新規事業創出などに引き続き注力し、「長期ビジョン2030」で目指すべき姿と定めた「イノベーションと高収益を生み出す強い企業グループ」の実現に努めてまいります。

さらに、引き続きコーポレートガバナンス体制の充実、企業倫理や法令遵守の徹底を図るとともに、気候変動などの環境問題への対応やサステナブル社会の実現に向けた取組みなどを推進し、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

各事業別の対処すべき課題は、以下のとおりであります。

### (繊維事業)

原糸分野では本格稼働した原料改質設備を活用した独自技術製品の開発・製造の推進、販売の拡大、ユニフォーム分野では独自技術を駆使した顧客との協創ビジネスの構築、また、カジュアル分野では巣ごもり需要に対応したニット製品の拡販や裁断くずをアップサイクルした繊維製品「L∞PLUS（ループラス）」の拡販に取り組むなど、各分野でSDGs（持続可能な開発目標）にも対応する社会課題解決型の商品・技術の開発、販売に努めてまいります。

また、海外拠点を含めた適地生産、適地販売をはじめとする効率的なグローバル事業展開を行う体制の構築を図ってまいります。

## (化成品事業)

高機能樹脂加工、フィルム、機能資材、不織布を重点事業と位置付け、経営資源を集中して業容拡大に取り組んでまいります。なかでも高機能樹脂加工分野では、主力販売先である半導体製造業界の旺盛な需要を確実に取り込んで販売を拡大するとともに、機能資材分野では、今後の市場拡大が見込まれる熱可塑性炭素繊維シート「クラパワーシート」の早期事業化に向けたマーケティング活動と技術開発に注力してまいります。

また、基盤事業と位置付けている自動車分野、建材分野では、安定した収益確保に向けて事業構造の改革に取り組むとともに、建設業界の省人化ニーズに応えるべく、3Dプリンタによる成形技術の確立や環境に優しい材料の開発など、新たな事業の構築にも取り組んでまいります。

## (環境メカトロニクス事業)

エレクトロニクス分野では、海外市場への拡販、製品差別化による競争優位性の獲得に努め、新技術であるロボットビジョンシステムの商品企画力、システム構築力を強化し、事業を推進してまいります。

工作機械分野では、新機種による販売先の拡大および海外におけるグローバルな販売網の強化に取り組んでまいります。

エンジニアリング分野およびバイオメディカル分野では、開発力、販売力の強化に努めてまいります。

なお、2021年2月にファクトリーオートメーション設備の専門メーカーである株式会社セイキの全株式を取得しました。同社とのシナジー効果発揮による事業基盤の強化と業容の拡大を図ってまいります。

## (食品・サービス事業)

食品分野では、品質管理体制を強化するとともに、海外協力工場との取組みを進めてまいります。また顧客ニーズへスピーディに対応するため商品開発力を高め、顧客満足度の向上に努めてまいります。

ホテル分野では、コロナ禍において徹底した感染予防対策を実施することにより、安心・安全をアピールし、リニューアルした宿泊棟などによる集客力の強化を図ってまいります。

### **(不動産事業)**

大型商業施設賃貸事業では、賃貸先の経営環境悪化の影響が懸念されますが、引き続き、長期安定収益の維持・確保に努めてまいります。

また、遊休地の再開発等についても、取り組んでまいります。

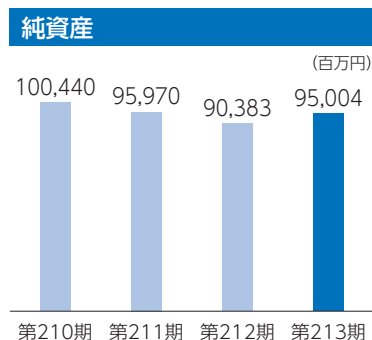
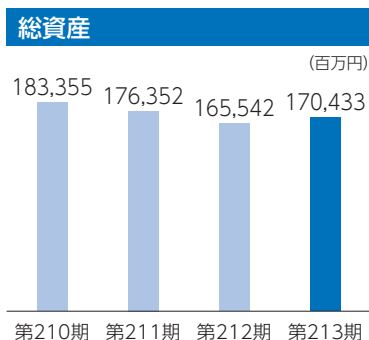
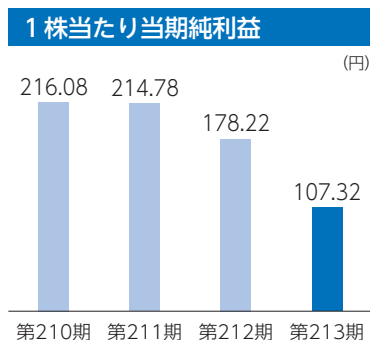
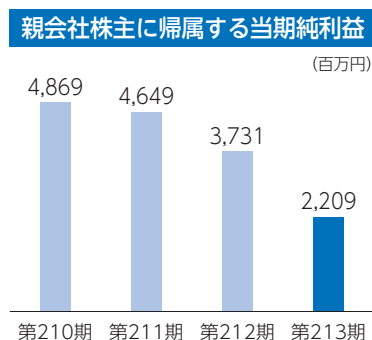
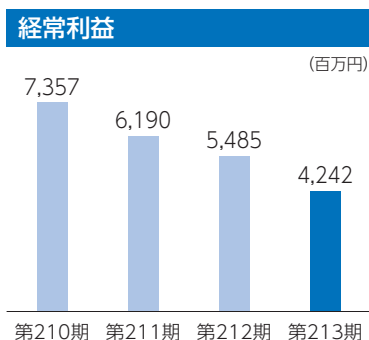
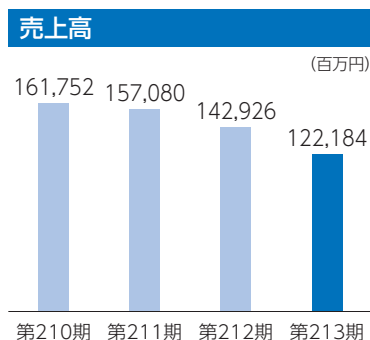
### **(3) 当社グループの設備投資等の状況**

当連結会計年度の設備投資額は、総額47億円であります。

なお、主要なものは繊維事業および化成品事業における高付加価値商品の生産や品質向上のための投資であります。また、不動産事業においては、倉敷アイビースクエアの大規模リニューアル工事などを行いました。

## (4) 当社グループの財産および損益の状況の推移

| 区 分                       | 第210期<br>(2018年3月期) | 第211期<br>(2019年3月期) | 第212期<br>(2020年3月期) | 第213期<br>(2021年3月期) |
|---------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 売 上 高 (百万円)               | 161,752             | 157,080             | 142,926             | 122,184             |
| 経 常 利 益 (百万円)             | 7,357               | 6,190               | 5,485               | 4,242               |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (百万円) | 4,869               | 4,649               | 3,731               | 2,209               |
| 1株当たり当期純利益 (円)            | 216.08              | 214.78              | 178.22              | 107.32              |
| 総 資 産 (百万円)               | 183,355             | 176,352             | 165,542             | 170,433             |
| 純 資 産 (百万円)               | 100,440             | 95,970              | 90,383              | 95,004              |



- (注) ①1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数控除後）に基づいて算出しております。なお、当社は2018年10月1日を効力発生日として普通株式10株を1株とする株式併合を行っております。第210期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
- ②「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第211期の期首から適用しており、第210期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値を記載しております。
- ③第211期は、繊維事業が低調に推移したことなどにより、売上高、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益ともに減少しました。また、総資産は、投資有価証券や売上債権の減などにより減少し、純資産は、自己株式を取得したことやその他有価証券評価差額金の減などにより減少しました。
- ④第212期は、繊維事業や化成品事業が低調に推移したことなどにより、売上高、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益ともに減少しました。また、総資産は、投資有価証券の減などにより減少し、純資産は、その他有価証券評価差額金の減などにより減少しました。
- ⑤当連結会計年度の損益の状況につきましては、前記(1)に記載のとおりとなりました。また、総資産は、投資有価証券や現金及び預金の増などにより増加し、純資産は、その他有価証券評価差額金の増などにより増加しました。



## 2. 当社グループの概況 (2021年3月31日現在)

### (1) 当社グループの主要な事業所

#### ① 子会社

子会社の所在地は、後記(4)のとおりです。

#### ② 当社

| 区 分       | 名 称         |           | 所 在 地         |
|-----------|-------------|-----------|---------------|
| 営業所および研究所 | 大 阪 本 社     |           | 大 阪 市 中 央 区   |
|           | 東 京 支 社     |           | 東 京 都 中 央 区   |
|           | 技 術 研 究 所   |           | 大 阪 府 寝 屋 川 市 |
| 工 場       | 織 維         | 安 城 工 場   | 愛 知 県 安 城 市   |
|           |             | 徳 島 工 場   | 徳 島 県 阿 南 市   |
|           | 化 成 品       | 寝 屋 川 工 場 | 大 阪 府 寝 屋 川 市 |
|           |             | 裾 野 工 場   | 静 岡 県 裾 野 市   |
|           |             | 群 馬 工 場   | 群 馬 県 伊 勢 崎 市 |
|           |             | 鴨 方 工 場   | 岡 山 県 浅 口 市   |
|           |             | 三 重 工 場   | 三 重 県 津 市     |
| 熊 本 事 業 所 | 熊 本 県 菊 池 市 |           |               |

(注) 丸亀工場は、2020年5月末をもって閉鎖しました。

### (2) 当社グループの従業員の状況

| 従業員数(前連結会計年度末比増減) (人) |
|-----------------------|
| 4,313 (△154)          |

(注) 従業員数は就業人員であり、上記のほか、臨時社員・パートタイマー1,005人がおります。

### (3) 当社グループの主要な借入先

| 借 入 先               | 借 入 額 |
|---------------------|-------|
|                     | 百万円   |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行   | 4,156 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 3,347 |
| 株 式 会 社 中 国 銀 行     | 2,820 |

### (4) 当社の重要な子会社の状況

#### ①重要な子会社の異動

当社の子会社であるクラボウ関西化成(株)と中国化成工業(株)とは、2020年4月1日をもって合併し、クラボウケミカルワークス(株)に社名変更しました。また、当期から同社を重要な子会社として記載することとしました。

#### ②重要な子会社の状況

| 区分 | 会 社 名            | 資 本 金  | 議 率<br>の 比 率<br>社 権 比<br>当 決 出 資 比 | 主 要 な 事 業 内 容          | 所 在 地  |
|----|------------------|--------|------------------------------------|------------------------|--------|
| 国内 | 倉 敷 機 械 (株)      | 954百万円 | 100 %                              | 工作機械等の製造・販売            | 新潟県長岡市 |
|    | 日本ジフィー食品(株)      | 440百万円 | 100                                | フリーズドライ食品の製造・販売        | 大阪市中央区 |
|    | (株)クラボウインターナショナル | 350百万円 | 100                                | 繊維製品の製造・加工・販売          | 大阪市中央区 |
|    | 倉 敷 織 維 加 工 (株)  | 350百万円 | 100                                | 不織布・ニット製品・補強ネット等の製造・販売 | 大阪市中央区 |
|    | 東 名 化 成 (株)      | 200百万円 | 100                                | ポリウレタンフォームの製造・加工・販売    | 愛知県日進市 |

| 区分 | 会社名                   | 資本金         | 議率<br>の比は比<br>社権た資<br>当決ま出 | 主要な事業内容                             | 所在地                    |
|----|-----------------------|-------------|----------------------------|-------------------------------------|------------------------|
| 国内 | シーダム(株)               | 120百万円      | 100                        | 機能性フィルム等の製造・加工・販売                   | 大阪市中央区                 |
|    | クラボウケミカルワークス(株)       | 100百万円      | 100                        | ポリウレタンフォームの製造・加工・販売、高機能樹脂および合成木材の加工 | 広島県東広島市                |
|    | (株)倉敷アイビースクエア         | 100百万円      | 100                        | ホテル・レストラン・文化施設の経営ほか                 | 岡山県倉敷市                 |
| 海外 | クラシキ・ド・ブラジル・テキスタイル(有) | 18,764千レアル  | 99.8                       | 綿糸・その他繊維の糸の製造・販売                    | ブラジル国<br>ポントグロッサ市      |
|    | タイ・クラボウ(株)            | 550,000千バーツ | 78.3                       | 綿・合織の糸・織物の製造・販売                     | タイ国<br>バンコック市          |
|    | (株)クラボウ・マヌーガル・テキスタイル  | 26,000千米ドル  | 51.7                       | 綿・合織の糸・織物の製造・販売                     | インドネシア国<br>ジャカルタ市      |
|    | 広州倉敷化工製品有限公司          | 7,000千米ドル   | 80                         | ポリウレタンフォームの製造・加工・販売                 | 中国広東省<br>広州経済技術<br>開発区 |
|    | 広州倉福塑料有限公司            | 1,825千米ドル   | 51                         | ポリウレタンフォームの製造・加工・販売                 | 中国広東省<br>広州市           |

(注) ①上記記載の重要な子会社13社を含め、当連結会計年度の連結子会社は25社、持分法適用会社は2社であります。

②タイ・クラボウ(株)につきましては、同社株式の一部譲渡により、当社の議決権比率が2021年1月をもって78.3%となりました。

### 3. 当社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 97,701千株  
 (2) 発行済株式の総数 22,356千株  
 (3) 株主数 15,304名  
 (4) 大株主

| 株 主 名                              | 持株数(千株) | 持株比率(%) |
|------------------------------------|---------|---------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)           | 1,107   | 5.35    |
| 株式会社みずほ銀行                          | 1,018   | 4.92    |
| 日本生命保険相互会社                         | 920     | 4.44    |
| 株式会社三井住友銀行                         | 782     | 3.78    |
| 株式会社中国銀行                           | 726     | 3.51    |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口)                | 668     | 3.22    |
| DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO | 495     | 2.39    |
| 三井住友信託銀行株式会社                       | 412     | 1.99    |
| 三井住友海上火災保険株式会社                     | 320     | 1.54    |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社                      | 305     | 1.47    |

(注) ①当社は、自己株式を1,667千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

②持株比率は自己株式を控除して計算しております。

③当社は株主還元の充実および資本効率の向上を図るため、2021年5月12日開催の取締役会において、以下のとおり、自己株式の取得を決議しました。

(取得の内容)

- ・取得対象株式の種類 当社普通株式
- ・取得し得る株式の総数 800,000株 (上限)
- ・株式の取得価額の総額 20億円 (上限)
- ・取得期間 2021年5月13日～2021年9月30日
- ・取得方法 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) を含む市場買付

④2021年5月12日開催の取締役会において、以下のとおり、自己株式の消却を決議しました。

(消却の内容)

- |               |                                        |
|---------------|----------------------------------------|
| ・ 消却する株式の種類   | 当社普通株式                                 |
| ・ 消却する株式の総数   | 1,600,000株<br>(消却前の発行済株式総数に対する割合7.16%) |
| ・ 消却後の発行済株式総数 | 20,756,228株                            |
| ・ 消却予定日       | 2021年5月24日                             |

#### 4. 当社の取締役に関する事項 (2021年3月31日現在)

##### (1) 当社の取締役の氏名等

| 地 位                 | 氏 名       | 担当および重要な兼職の状況                                                           |
|---------------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役<br>取締役社長      | 藤 田 晴 哉   |                                                                         |
| 代表取締役<br>取締役・常務執行役員 | 北 畠 篤     | 繊維事業部長                                                                  |
| 代表取締役<br>取締役・常務執行役員 | 馬 場 紀 生   | 化成品事業部長                                                                 |
| 取 締 役<br>常務執行役員     | 川 野 憲 志   | 環境メカトロニクス事業部長                                                           |
| 取 締 役<br>執行役員       | 本 田 勝 英   | 総務部、不動産開発部、施設環境部担当                                                      |
| 取 締 役<br>執行役員       | 稲 岡 進     | 企画室、人事部、知的財産部、技術研究所担当                                                   |
| 取 締 役<br>執行役員       | 藤 井 裕 詞   | 経理部、システム部担当 兼 経理部長                                                      |
| 取 締 役<br>(常勤監査等委員)  | 岡 田 治     |                                                                         |
| 取 締 役<br>(監査等委員)    | 茂 木 鉄 平   | 重要な兼職の状況<br>(株)ニイタカ 社外取締役 (監査等委員)<br>弁護士法人大江橋法律事務所 社員<br>大江橋法律事務所 パートナー |
| 取 締 役<br>(監査等委員)    | 新 川 大 祐   | 重要な兼職の状況<br>バルテス(株) 社外監査役<br>(株)島精機製作所 社外取締役 (監査等委員)<br>北斗税理士法人 代表社員    |
| 取 締 役<br>(監査等委員)    | 西 村 元 秀   | 重要な兼職の状況<br>泉州電業(株) 代表取締役社長                                             |
| 取 締 役<br>(監査等委員)    | 谷 澤 実 佐 子 | 重要な兼職の状況<br>国立大学法人兵庫教育大学 監事<br>谷澤公認会計士事務所 代表                            |

- (注) ①取締役（監査等委員）茂木鉄平氏、新川大祐氏、西村元秀氏および谷澤実佐子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。4氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」の要件を満たしており、東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。なお、「社外取締役の独立性に関する基準」につきましては、株主総会参考書類53頁から54頁に掲載しております。
- ②取締役（監査等委員）新川大祐氏および谷澤実佐子氏は、公認会計士・税理士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ③監査等委員会の情報収集の充実を図り、内部監査部門との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために岡田 治氏を常勤の監査等委員として選定しております。
- ④当社では、執行役員制度を採用し、経営と執行の分離を行い、迅速な経営の意思決定を行う体制を構築しております。執行役員は16名で、上記記載の取締役を兼務する常務執行役員3名、執行役員3名のほかに、専務執行役員 佐野高司、常務執行役員 八木克真、西澤厚彦、執行役員 相徳朗人、平田政弘、中川眞豪、松井一雄、西垣伸二、森重 潔、黒澤昭夫の10名で構成されております。
- ⑤取締役、執行役員の指名、報酬の決定に関する客観性・透明性の確保、説明責任の強化を目的として、委員長および委員の過半数が独立社外取締役で構成される任意の「指名・報酬諮問委員会」を設置しております。
- 当該委員会の概要は以下のとおりであります。
- ア. 目的  
取締役、執行役員の指名、報酬等の決定に係る客観性・透明性の確保と説明責任の強化
- イ. 権限  
取締役会の諮問に応じ、取締役、執行役員に関する以下の事項について審議・決定し、その内容を取締役に答申する。取締役会は指名・報酬諮問委員会の答申を最大限尊重するものとする。
- ・ 役員の選任、再任および解任に関する事項
  - ・ 監査等委員を除く役員の報酬等に関する事項
- ウ. 委員会の構成  
委員長：茂木鉄平（独立社外取締役・監査等委員）  
委員：藤田晴哉（代表取締役・取締役社長）、岡田 治（取締役・常勤監査等委員）、新川大祐（独立社外取締役・監査等委員）、西村元秀（独立社外取締役・監査等委員）、谷澤実佐子（独立社外取締役・監査等委員）

## エ. 活動内容

当事業年度においては計4回の指名・報酬諮問委員会を開催し、以下の事項について審議の上、答申を決定し、取締役会への報告を行いました。

- ・選任、再任、昇任等の対象役員候補者およびその他幹部社員等に関する事項
- ・監査等委員である取締役の報酬を除く役員報酬に関する基本方針、諸制度の運用状況等に関する事項

- ⑥当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、当社の取締役が被保険者とされており、被保険者が取締役として行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が負担することとなる損害賠償金や争訟費用等が填補されるものとされており、被保険者の保険料は、当社が全額負担しております。また、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為を補償対象外とするなど被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、当該保険契約は、2021年7月に同内容での更新を予定しております。



## (2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

### ①取締役の個人別の報酬等の内容決定に関する方針に関する事項

#### ア. 取締役（監査等委員であるものを除く。）

##### (ア) 方針の決定方法

当社は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容決定に関する方針を取締役会の決議に基づき定めております。

なお、当該方針については、指名・報酬諮問委員会の答申を得ておりません。

##### (イ) 方針の内容の概要

取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容決定に関する方針は、以下のとおりであります。

#### 1. 基本方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、基本報酬（金銭報酬）および業績連動型株式報酬により構成することとし、株主総会の決議により定められたそれぞれの上限額等の範囲内で、代表権の有無、役職等を基に決定すること、業績連動型株式報酬については、業績および株式価値との連動性を明確にし、業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるものとするを基本方針とする。

#### 2. 取締役の個人別の報酬等の算定方法の決定に関する方針等（取締役に対し報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

- ・取締役の報酬のうち基本報酬については、代表権の有無、個々の職責および実績、会社業績、社会水準等を総合的に勘案の上決定し、毎月現金で支払うこととする。
- ・取締役の報酬のうち業績連動型株式報酬については、当社グループの持続的な成長に向けた健全なインセンティブとすることを目的に、中期経営計画の業績目標およびROE目標の達成度に応じて、取締役会で決定された規程に基づき交付株式数が算出され、取締役退任後に当該株式が交付されるものとする。

### 3. 金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬（金銭報酬）と業績連動型株式報酬の支給割合については、基本報酬（金銭報酬）を主としつつ、取締役に対する適切なインセンティブとなるよう決定する。

### 4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法等

- ・取締役の個人別の報酬の内容に関する決定手続の透明性、客観性等を確保するため、委員長および委員の過半数が独立社外取締役で構成される、取締役の指名・報酬に関する任意の「指名・報酬諮問委員会」を設置する。
- ・取締役会は、取締役の個人別の報酬の内容に関する指名・報酬諮問委員会の答申および監査等委員会の意見をふまえて当該内容を決定することを条件として、当該内容の決定を代表取締役社長に一任する。
- ・代表取締役社長は、指名・報酬諮問委員会の答申内容、監査等委員会の意見および取締役会の協議内容をふまえた上で、上記の委任に基づき、取締役の個人別の報酬の内容を決定する。  
また、代表取締役社長は、当該決定を行った後、当該決定の内容を指名・報酬諮問委員会に報告する。

(ウ) 取締役会が個人別の報酬等の内容決定が上記ア、(イ)の方針に沿うものであると判断した理由

取締役会は、上記ア、(イ)の権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役の個人別の報酬の内容の決定に際しては、指名・報酬諮問委員会の答申、監査等委員会の意見および取締役会の協議内容をふまえることを条件として委任（一任）の決議を行っているほか、代表取締役社長は、当該決定を行った後、当該決定の内容を指名・報酬諮問委員会に報告すべきものとしているところ、代表取締役社長による個人別の報酬等の内容決定に関しては、これらの手続がいずれも履践されていることから、取締役会としては、当該決定に係る個人別の報酬等の内容は上記ア、(イ)の方針に沿うものであると判断しております。

## イ. 監査等委員である取締役

監査等委員である各取締役の報酬の決定に関しては、固定金銭報酬とし、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内で、監査等委員である取締役が、常勤・非常勤の別、役割、社会水準等を総合的に勘案の上、協議により決定することを基本方針としております。当該方針は取締役会の決議に基づき定めております。

### ②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、2016年6月29日および2019年6月27日であり、決議の内容は、それぞれ以下のとおりであります。

#### <2016年6月29日開催 第208回定時株主総会>

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を月額2,500万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず。）、監査等委員である取締役の報酬額を月額500万円以内としております。当該定時株主総会終了直後における対象となる役員は、取締役（監査等委員であるものを除く。）7名、監査等委員である取締役4名であります。

#### <2019年6月27日開催 第211回定時株主総会>

取締役（社外取締役、監査等委員である取締役および国内非居住者である取締役を除く。）を対象に、2016年6月29日開催の第208回定時株主総会において承認された取締役の報酬の限度額とは別枠で、業績連動型株式報酬制度を導入しております。当該定時株主総会終了直後における本制度の対象となる取締役（社外取締役、監査等委員である取締役および国内非居住者である取締役を除く。）は、7名です。なお、本制度の概要については、下記⑤、イをご参照ください。

### ③取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容決定に係る委任（一任）に関する事項

ア. 委任を受けた者の氏名、地位・担当、委任（一任）の理由およびその権限等  
当社においては、取締役の個人別の報酬等については、指名・報酬諮問委員会の答申内容、監査等委員会の意見および取締役会の協議内容をふまえた上で、取締役会の委任（一任）に基づき、代表取締役社長である藤田晴哉が、内容を決定しております。

取締役の個人別の報酬等のうち基本報酬については、代表権の有無、個々の職責および実績、会社業績、社会水準等を総合的に勘案の上決定するものとされているところ、これらの諸要素、とりわけ個々の職責および実績ならびに会社業績についての判断は、当社グループ全体の業績および個々の取締役の業務執行状況等を俯瞰的に把握している代表取締役社長がこれを行うことが最も適切であると考え、上記の決定に関する委任（一任）を行っております。なお、取締役の個人別の報酬等のうち業績連動型株式報酬については、中期経営計画の業績目標（連結営業利益に関する目標）およびROE目標の達成度に応じて、取締役会で決定された規程に基づき交付株式数が算出されております。

#### イ. ア. の権限が適切に行使されるようにするための措置

上記①、ア、（ウ）に記載のとおり、取締役の個人別の報酬の内容の決定に際して、指名・報酬諮問委員会の答申、監査等委員会の意見および取締役会の協議内容をふまえることを条件として委任（一任）の決議を行うこと、および、当該決定を行った後、代表取締役社長より当該決定の内容を指名・報酬諮問委員会に報告するという措置を講じております。

### ④指名・報酬諮問委員会および取締役会の活動内容

指名・報酬諮問委員会の活動内容につきましては、事業報告23頁をご参照ください。役員報酬に関する取締役会の活動内容につきましては、以下のとおりであります。

#### <活動内容>

監査等委員である取締役の報酬を除く役員の報酬について、取締役の個人別の報酬の内容に関する指名・報酬諮問委員会の答申、監査等委員会の意見および取締役会の協議内容をふまえることを条件とし、当該内容の決定についての代表取締役社長への委任（一任）の決定

## ⑤当事業年度に係る取締役の報酬等の額

## ア. 取締役の報酬等の総額

| 役員区分                              | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額<br>(百万円) |           | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|-----------------------------------|-----------------|---------------------|-----------|-----------------------|
|                                   |                 | 基本報酬                | 業績連動型株式報酬 |                       |
| 取締役<br>(監査等委員を除く。)<br>(社外取締役を除く。) | 183             | 171                 | 12        | 7                     |
| 取締役<br>(監査等委員)<br>(社外取締役を除く。)     | 21              | 21                  | —         | 1                     |
| 社外役員                              | 24              | 24                  | —         | 4                     |

(注) ①取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 ②監査等委員会は、監査等委員を除く取締役の報酬に関し、取締役社長および監査等委員全員で構成される任意の指名・報酬諮問委員会の答申をふまえて、役位別等の報酬額水準、企業価値向上への貢献に対する適切な意識付けのための内容等についての協議、検討を行った結果、当該報酬等の内容は妥当であると判断しております。

## イ. 業績連動報酬等および非金銭報酬等に関する事項

当社における取締役の報酬は、基本報酬（金銭報酬）および業績連動型株式報酬により構成されているところ、業績連動型株式報酬については、当社グループの持続的な成長に向けた健全なインセンティブとなるよう、中期経営計画の業績目標（連結営業利益に関する目標）およびROE目標の達成度を業績指標としており、当該達成度に応じて、取締役会で決定された規程に基づき交付株式数が算出され、取締役退任後に当該株式が交付されるものとされております。

業績連動型株式報酬に係る指標の目標および実績は以下のとおりであります。

| 業績連動指標 | 2020年度 目標 | 2020年度 実績 |
|--------|-----------|-----------|
| 連結営業利益 | 70億円      | 32億円      |
| 連結ROE  | 5.5%      | 2.4%      |

また、当該業績連動型株式報酬は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に交付されるというものであります。当該業績連動型株式報酬制度の概要は、以下のとおりであります。

|                                                     |                                            |
|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| ① 本制度の対象者                                           | 当社取締役（社外取締役、監査等委員である取締役および国内非居住者を除く。）      |
| ② 対象期間                                              | 2020年3月31日で終了する事業年度から2022年3月31日で終了する事業年度まで |
| ③ ②の対象期間において、取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限 | 合計金200百万円                                  |
| ④ 当社株式の取得方法                                         | 自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法    |
| ⑤ ①の取締役に付与されるポイント総数の上限                              | 1事業年度あたり40,000ポイント                         |
| ⑥ ポイント付与基準                                          | 役位および業績目標の達成度等に応じたポイントを付与                  |
| ⑦ ①の取締役に對する当社株式の交付時期                                | 原則として退任時                                   |

### (3) 社外取締役に関する事項

#### ① 重要な兼職の状況等

| 区 分              | 氏 名   | 兼 職 先 法 人 等   | 兼 職 の 内 容        | 関 係 |
|------------------|-------|---------------|------------------|-----|
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 茂木鉄平  | (株)ニイタカ       | 社外取締役<br>(監査等委員) | —   |
|                  |       | 弁護士法人大江橋法律事務所 | 社員               | —   |
|                  |       | 大江橋法律事務所      | パートナー            | —   |
|                  | 新川大祐  | バルテス(株)       | 社外監査役            | —   |
|                  |       | (株)島精機製作所     | 社外取締役<br>(監査等委員) | —   |
|                  |       | 北斗税理士法人       | 代表社員             | —   |
|                  | 西村元秀  | 泉州電業(株)       | 代表取締役社長          | —   |
|                  | 谷澤実佐子 | 国立大学法人兵庫教育大学  | 監事               | —   |
| 谷澤公認会計士事務所       |       | 代表            | —                |     |

#### ② 当事業年度における主な活動状況

##### ア. 取締役会および監査等委員会等への出席状況

各社外取締役の当事業年度における取締役会、監査等委員会、指名・報酬諮問委員会の出席状況は以下のとおりです。いずれの社外取締役も、社外取締役（監査等委員）として客観的かつ独立した立場から適切な発言を行っています。

| 区 分              | 氏 名   | 取締役会出席状況 | 監査等委員会出席状況 | 指名・報酬諮問委員会出席状況 |
|------------------|-------|----------|------------|----------------|
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 茂木鉄平  | 14回/14回  | 12回/12回    | 4回/4回          |
|                  | 新川大祐  | 14回/14回  | 12回/12回    | 4回/4回          |
|                  | 西村元秀  | 14回/14回  | 12回/12回    | 4回/4回          |
|                  | 谷澤実佐子 | 14回/14回  | 12回/12回    | 4回/4回          |

## イ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

| 区 分              | 氏 名  | 期待される役割および当該役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 茂木鉄平 | <p>&lt;期待される役割&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業価値向上のため積極的な事業運営を行うことに関する取締役会での意思決定等について、弁護士として長年にわたり企業法務に携わっている経験を生かし、経営陣から独立した客観的な立場から取締役、執行役員等の職務を監査、監督すること。</li> <li>・指名・報酬諮問委員会の委員として、役員の指名、報酬の決定に関する客観性・透明性の確保、説明責任の強化に貢献すること。</li> </ul> <p>&lt;当該役割に関して行った職務の概要&gt;</p> <p>取締役会や主要会議において、弁護士として長年にわたり企業法務に携わっている経験を生かし、法律の専門家としての視点から、適切な発言を行い、また主要な事業所への往査を行うなど、経営陣から独立した客観的な立場から取締役、執行役員等の職務を適正に監査、監督しております。</p> <p>また、常勤監査等委員と常に密接な情報交換を行い、適正な監査に努めております。</p> <p>さらに、指名・報酬諮問委員会の委員長を務め、役員の指名、報酬の決定に関する客観性・透明性の確保、説明責任の強化に貢献しております。</p> |
|                  | 新川大祐 | <p>&lt;期待される役割&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業価値向上のため積極的な事業運営を行うことに関する取締役会での意思決定等について、公認会計士としての豊富な経験、高い会計的知見を生かし、経営陣から独立した客観的な立場から取締役、執行役員等の職務を監査、監督すること。</li> <li>・指名・報酬諮問委員会の委員として、役員の指名、報酬の決定に関する客観性・透明性の確保、説明責任の強化に貢献すること。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |



| 区 分              | 氏 名  | 期待される役割および当該役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  | 新川大祐 | <p><b>&lt;当該役割に関して行った職務の概要&gt;</b><br/> 取締役会や主要会議において、公認会計士としての豊富な経験と高い会計的知見を生かし、会計の専門家としての視点から、適切な発言を行い、また主要な事業所への往査を行うなど、経営陣から独立した客観的な立場から取締役、執行役員等の職務を適正に監査、監督しております。<br/> また、常勤監査等委員と常に密接な情報交換を行い、監査等委員会において適切な発言を行うなど、適正な監査に努めております。<br/> さらに、指名・報酬諮問委員会の委員を務め、役員の指名、報酬の決定に関する客観性・透明性の確保、説明責任の強化に貢献しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 西村元秀 | <p><b>&lt;期待される役割&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業価値向上のため積極的な事業運営を行うことに関する取締役会での意思決定等について、長年にわたり企業経営に携わっている経験を生かし、経営陣から独立した客観的な立場から取締役、執行役員等の職務を監査、監督すること。</li> <li>・指名・報酬諮問委員会の委員として、役員の指名、報酬の決定に関する客観性・透明性の確保、説明責任の強化に貢献すること。</li> </ul> <p><b>&lt;当該役割に関して行った職務の概要&gt;</b><br/> 取締役会や主要会議において、長年にわたり経営に携わっている経験を生かし、企業経営の専門家（経営者）としての視点から、適切な発言を行い、また主要な事業所への往査を行うなど、経営陣から独立した客観的な立場から取締役、執行役員等の職務を適正に監査、監督しております。<br/> また、常勤監査等委員と常に密接な情報交換を行い、監査等委員会において適切な発言を行うなど、適正な監査に努めております。<br/> さらに、指名・報酬諮問委員会の委員を務め、役員の指名、報酬の決定に関する客観性・透明性の確保、説明責任の強化に貢献しております。</p> |

| 区 分              | 氏 名   | 期待される役割および当該役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 谷澤実佐子 | <p>&lt;期待される役割&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業価値向上のため積極的な事業運営を行うことに関する取締役会での意思決定等について、公認会計士としての豊富な経験、高い会計的知見を生かし、経営陣から独立した客観的な立場から取締役、執行役員等の職務を監査、監督すること。</li> <li>・女性の視点、観点を生かし、当社の重要な経営戦略であるダイバーシティ&amp;インクルージョンの推進等に貢献すること。</li> <li>・指名・報酬諮問委員会の委員として、役員の指名、報酬の決定に関する客観性・透明性の確保、説明責任の強化に貢献すること。</li> </ul> <p>&lt;当該役割に関して行った職務の概要&gt;</p> <p>取締役会や主要会議において、公認会計士としての豊富な経験と高い会計的知見を生かし、会計の専門家としての視点から、適切な発言を行い、また主要な事業所への往査を行うなど、経営陣から独立した客観的な立場から取締役、執行役員等の職務を適正に監査、監督しております。また、女性の視点、観点を生かし、当社の重要な経営戦略であるダイバーシティ&amp;インクルージョンの推進等に貢献しております。</p> <p>さらに、常勤監査等委員と常に密接な情報交換を行い、監査等委員会において適切な発言を行うなど、適正な監査に努めております。</p> <p>加えて、指名・報酬諮問委員会の委員を務め、役員の指名、報酬の決定に関する客観性・透明性の確保、説明責任の強化に貢献しております。</p> |

### ③責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役（監査等委員）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| 区 分       | 監査証明業務に基づく報酬<br>(百万円) | 非監査業務に基づく報酬<br>(百万円) |
|-----------|-----------------------|----------------------|
| 当 社       | 65                    | —                    |
| 連 結 子 会 社 | 15                    | 0                    |
| 計         | 80                    | 0                    |

(注) ①当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、当社における監査証明業務に基づく報酬にはこれらの合計額を記載しております。

②監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠の妥当性について必要な検証を行い、審議した結果、当社の会計監査人の報酬等の額について同意を行いました。

③当社の重要な子会社のうち、クラシキ・ド・ブラジル・テキスタイル(有)、タイ・クラブ(株)、(株)クラブウ・マヌガル・テキスタイル、広州倉敷化工製品有限公司、広州倉福塑料有限公司は、当社の会計監査人以外の会計監査人の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人について会社法第340条第1項各号に該当すると監査等委員会が判断した場合、会計監査人を解任する方針です。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行が不相当であると判断した場合、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社は、この決定に基づき、当該議案を株主総会に提出する方針です。

以 上

# 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目                | 金 額            |
|-----------------|----------------|--------------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>      |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>78,087</b>  | <b>流動負債</b>        | <b>47,292</b>  |
| 現金及び預金          | 22,120         | 支払手形及び買掛金          | 17,838         |
| 受取手形及び売掛金       | 32,074         | 短期借入金              | 18,697         |
| 商品及び製品          | 9,951          | リース債務              | 160            |
| 仕掛品             | 7,309          | 未払費用               | 2,696          |
| 原材料及び貯蔵品        | 4,539          | 未払法人税等             | 1,481          |
| その他の金           | 2,144          | 賞与引当金              | 1,436          |
| 貸倒引当金           | △53            | その他の               | 4,980          |
| <b>固定資産</b>     | <b>92,346</b>  | <b>固定負債</b>        | <b>28,136</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>51,565</b>  | 長期借入金              | 3,456          |
| 建物及び構築物         | 24,714         | リース債務              | 676            |
| 機械装置及び運搬具       | 10,498         | 繰延税金負債             | 3,440          |
| 土地              | 13,637         | 役員退職慰労引当金          | 185            |
| リース資産           | 800            | 株式報酬引当金            | 43             |
| 建設仮勘定           | 634            | 退職給付に係る負債          | 13,137         |
| その他の            | 1,279          | 長期預り敷金保証金          | 6,730          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,364</b>   | その他の               | 466            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>39,416</b>  | <b>負債合計</b>        | <b>75,428</b>  |
| 投資有価証券          | 35,596         | <b>(純資産の部)</b>     |                |
| 繰延税金資産          | 1,460          | <b>株主資本</b>        | <b>91,620</b>  |
| 退職給付に係る資産       | 1,406          | 資本剰余金              | 22,040         |
| その他の            | 1,218          | 資本剰余金              | 15,219         |
| 貸倒引当金           | △265           | 利益剰余金              | 58,589         |
|                 |                | 自己株式               | △4,228         |
|                 |                | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>1,784</b>   |
|                 |                | その他有価証券評価差額金       | 11,241         |
|                 |                | 繰延ヘッジ損益            | 32             |
|                 |                | 為替換算調整勘定           | △8,904         |
|                 |                | 退職給付に係る調整累計額       | △584           |
|                 |                | <b>非支配株主持分</b>     | <b>1,599</b>   |
| <b>資産合計</b>     | <b>170,433</b> | <b>純資産合計</b>       | <b>95,004</b>  |
|                 |                | <b>負債・純資産合計</b>    | <b>170,433</b> |

# 連結損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額   | 額            |
|------------------------|-------|--------------|
| 売上高                    |       | 122,184      |
| 売上原価                   |       | 99,805       |
| 売上総利益                  |       | 22,379       |
| 販売費及び一般管理費             |       | 19,172       |
| <b>営業利益</b>            |       | <b>3,206</b> |
| 営業外収益                  |       |              |
| 受取利息及び配当金              | 1,022 |              |
| その他の                   | 865   | 1,888        |
| 営業外費用                  |       |              |
| 支払利息                   | 229   |              |
| 持分法による投資損失             | 12    |              |
| その他の                   | 610   | 852          |
| <b>経常利益</b>            |       | <b>4,242</b> |
| 特別利益                   |       |              |
| 投資有価証券売却益              | 1,787 |              |
| 補助金収入                  | 91    |              |
| 負ののれん発生益               | 54    |              |
| 固定資産売却益                | 34    | 1,967        |
| 特別損失                   |       |              |
| 事業構造改善費用               | 833   |              |
| 減損損失                   | 705   |              |
| 操業休止関連費用               | 374   |              |
| 関係会社株式評価損              | 232   |              |
| 固定資産処分損                | 214   |              |
| 投資有価証券売却損              | 72    | 2,433        |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>     |       | <b>3,776</b> |
| 法人税、住民税及び事業税           | 1,923 |              |
| 法人税等調整額                | △290  | 1,633        |
| <b>当期純利益</b>           |       | <b>2,143</b> |
| 非支配株主に帰属する当期純損失        |       | 65           |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> |       | <b>2,209</b> |

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目             | 金 額            |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>   |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>34,909</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>24,098</b>  |
| 現金及び預金          | 7,820          | 支払手形            | 2,214          |
| 受取手形            | 4,274          | 短期借入金           | 9,046          |
| 売掛金             | 12,321         | 繰上入金            | 7,350          |
| 商品及び製品          | 5,051          | 未払費用            | 35             |
| 仕掛品             | 2,511          | 未払法人税等          | 714            |
| 材料及び貯蔵品         | 1,339          | 前払法             | 1,516          |
| 前渡金             | 47             | 受取引当手形          | 931            |
| 前払費用            | 23             | 賞与関係支           | 407            |
| 未収入金            | 1,436          | 設備の             | 941            |
| その他の金           | 101            | 固定負債            | 659            |
| 貸倒引当金           | △19            | 長期借入金           | 278            |
| <b>固定資産</b>     | <b>87,885</b>  | 繰上入金            | 1              |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>29,128</b>  | 繰上入金            | <b>20,981</b>  |
| 建物              | 15,757         | 繰上入金            | 1,540          |
| 構築物             | 1,467          | 繰上入金            | 387            |
| 機械及び装置          | 4,435          | 繰上入金            | 3,068          |
| 車両運搬具           | 11             | 繰上入金            | 9,018          |
| 工具、器具及び備品       | 665            | 繰上入金            | 43             |
| 土地              | 6,220          | 繰上入金            | 20             |
| リース資産           | 391            | 繰上入金            | 6,607          |
| 建設仮勘定           | 177            | 繰上入金            | 295            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>376</b>     | <b>負債合計</b>     | <b>45,079</b>  |
| 借地権             | 14             | <b>(純資産の部)</b>  |                |
| ソフトウェア          | 284            | <b>株主資本</b>     | <b>66,679</b>  |
| その他             | 77             | 資本金             | 22,040         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>58,381</b>  | 資本剰余金           | 15,255         |
| 投資有価証券          | 33,352         | 資本剰余金           | 15,255         |
| 関係会社株           | 23,256         | 利益剰余金           | 33,612         |
| 出資金             | 0              | 利益剰余金           | 4,090          |
| 長期貸付金           | 0              | 利益剰余金           | 29,522         |
| 前払年金費用          | 1,395          | 利益剰余金           | 1,500          |
| その他の金           | 420            | 利益剰余金           | 330            |
| 貸倒引当金           | △44            | 利益剰余金           | 301            |
| <b>資産合計</b>     | <b>122,795</b> | 利益剰余金           | 3,520          |
|                 |                | 利益剰余金           | 14,000         |
|                 |                | 利益剰余金           | 9,870          |
|                 |                | 利益剰余金           | △4,228         |
|                 |                | 利益剰余金           | <b>11,035</b>  |
|                 |                | 利益剰余金           | <b>11,037</b>  |
|                 |                | 利益剰余金           | △1             |
|                 |                | <b>純資産合計</b>    | <b>77,715</b>  |
|                 |                | <b>負債・純資産合計</b> | <b>122,795</b> |

# 損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額   | 額            |
|-----------------|-------|--------------|
| 売上高             |       | 64,957       |
| 売上原価            |       | 52,231       |
| 売上総利益           |       | 12,725       |
| 販売費及び一般管理費      |       | 10,620       |
| <b>営業利益</b>     |       | <b>2,105</b> |
| 営業外収益           |       |              |
| 受取利息及び配当金       | 1,235 |              |
| その他の            | 248   | 1,483        |
| 営業外費用           |       |              |
| 支払利息            | 91    |              |
| その他の            | 266   | 357          |
| <b>経常利益</b>     |       | <b>3,231</b> |
| 特別利益            |       |              |
| 投資有価証券売却益       | 1,787 |              |
| 関係会社株式売却益       | 71    |              |
| 補助金収入           | 52    |              |
| 固定資産売却益         | 23    | 1,934        |
| 特別損失            |       |              |
| 減損損失            | 692   |              |
| 事業構造改善費用        | 646   |              |
| 固定資産処分損         | 214   |              |
| 操業休止関連費用        | 129   |              |
| 投資有価証券売却損       | 72    |              |
| 関係会社株式評価損       | 52    | 1,807        |
| <b>税引前当期純利益</b> |       | <b>3,358</b> |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,150 |              |
| 法人税等調整額         | △341  | 808          |
| <b>当期純利益</b>    |       | <b>2,549</b> |

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

倉敷紡績株式会社  
取締役会 御中

**EY新日本有限責任監査法人**  
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 井 上 正 彦 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北 池 晃 一 郎 ㊞  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、倉敷紡績株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、倉敷紡績株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

倉敷紡績株式会社  
取締役会 御中

**EY新日本有限責任監査法人**  
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 井 上 正 彦 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北 池 晃 一 郎 ㊞  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、倉敷紡績株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第213期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第213期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、インターネット等を経由した手段も活用しながら、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門その他の関係部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月25日

倉敷紡績株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 岡田 治 ㊟

監査等委員 茂木 鉄平 ㊟

監査等委員 新川 大祐 ㊟

監査等委員 西村 元秀 ㊟

監査等委員 谷澤 実佐子 ㊟

以上

(注) 監査等委員 茂木鉄平、新川大祐、西村元秀および谷澤実佐子は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 第213期剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する配当を企業の最重要課題の一つであるとの認識に立ち、継続的・安定的な利益還元を基本としております。配当決定に際しましては、収益状況、企業体質、配当性向等を総合的に勘案し、中・長期的な観点から決定していく方針であります。

当事業年度の期末配当につきましては、当社を取り巻く経営環境はきびしい状況ではありますが、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当金に関する事項

- ①配当財産の種類  
金銭といたします。
- ②株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金60円 総額1,241,353,500円
- ③剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年6月30日

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）全員（7名）が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、以下のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会からは、取締役社長および監査等委員全員で構成される任意の指名・報酬諮問委員会の答申をふまえて、取締役としての資質、能力および企業価値向上への寄与等についての協議、検討を行った結果、すべての取締役候補者について適任であるとの意見表明を受けております。

| 候補者番号 | 氏名                               | 現在の当社における地位および担当                     | 取締役会出席状況          |
|-------|----------------------------------|--------------------------------------|-------------------|
| 1     | ふじ た はる や<br><b>藤田 晴哉</b><br>再任  | 代表取締役・取締役社長                          | 14回／14回<br>(100%) |
| 2     | きた ばたけ あつし<br><b>北 島 篤</b><br>再任 | 代表取締役・取締役・常務執行役員<br>担当 繊維事業部長        | 14回／14回<br>(100%) |
| 3     | ば ば とし お<br><b>馬場 紀生</b><br>再任   | 代表取締役・取締役・常務執行役員<br>担当 化成品事業部長       | 14回／14回<br>(100%) |
| 4     | かわ の けん し<br><b>川野 憲志</b><br>再任  | 取締役・常務執行役員<br>担当 環境メカトロニクス事業部長       | 14回／14回<br>(100%) |
| 5     | ほん だ かつ ひで<br><b>本田 勝英</b><br>再任 | 取締役・執行役員<br>担当 総務部、不動産開発部、施設環境部担当    | 14回／14回<br>(100%) |
| 6     | いな おか すすむ<br><b>稲岡 進</b><br>再任   | 取締役・執行役員<br>担当 企画室、人事部、知的財産部、技術研究所担当 | 14回／14回<br>(100%) |
| 7     | ふじ い ひろ し<br><b>藤井 裕詞</b><br>再任  | 取締役・執行役員<br>担当 経理部、システム部担当 兼 経理部長    | 14回／14回<br>(100%) |



候補者番号

1 ふじ た はる や  
藤田 晴哉

(1958年7月26日生)

再任

所有する当社株式の数

14,400株

当社との特別の利害関係

なし

重要な兼職の状況

なし

取締役会出席状況

14回／14回

#### 略歴 (地位および担当)

1983年 4月 入社  
2012年 6月 取締役・執行役員  
2013年 6月 取締役・常務執行役員  
2014年 6月 代表取締役・取締役社長 (現任)

#### 取締役候補者とした理由

藤田晴哉氏は、2012年6月に取締役に就任し、2014年6月からは代表取締役・取締役社長として優れた経営手腕を発揮し、企業価値の向上に貢献しております。今後も引き続き、取締役としてグループ全体の適切な経営を行い、企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから取締役候補者となりました。



候補者番号

2 き た たけ あつし  
北畠 篤

(1960年1月11日生)

再任

所有する当社株式の数

5,100株

当社との特別の利害関係

なし

重要な兼職の状況

なし

取締役会出席状況

14回／14回

#### 略歴 (地位および担当)

1982年 4月 入社  
2006年 4月 繊維素材部長  
2013年 6月 執行役員  
2014年 6月 取締役・執行役員  
2017年 6月 代表取締役・取締役・常務執行役員 (現任)  
(繊維事業部長)

#### 取締役候補者とした理由

北畠篤氏は、2014年6月に取締役に就任、2017年6月には代表取締役に就任し、繊維事業の担当取締役としての繊維事業全般に関する豊富な経験と知識を生かし、企業価値の向上に貢献しております。今後も引き続き、取締役としてグループ全体の適切な経営を行い、企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから取締役候補者となりました。





候補者番号

**3** ば ば とし お  
**馬場 紀生** (1959年6月9日生)

再任

所有する当社株式の数

4,600株

当社との特別の利害関係

なし

重要な兼職の状況

なし

取締役会出席状況

14回／14回

**略歴 (地位および担当)**

1982年 4月 入社  
 2004年10月 産業資材部長  
 2012年 6月 執行役員  
 2014年 6月 取締役・執行役員  
 2017年 6月 代表取締役・取締役・常務執行役員 (現任)  
 (化成事業部長)

**取締役候補者とした理由**

馬場紀生氏は、2014年6月に取締役に就任、2017年6月には代表取締役に就任し、化成事業の担当取締役としての化成事業全般に関する豊富な経験と知識を生かし、企業価値の向上に貢献しております。今後も引き続き、取締役としてグループ全体の適切な経営を行い、企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから取締役候補者となりました。



候補者番号

**4** かわ の けん し  
**川野 憲志** (1962年3月19日生)

再任

所有する当社株式の数

3,700株

当社との特別の利害関係

なし

重要な兼職の状況

なし

取締役会出席状況

14回／14回

**略歴 (地位および担当)**

1985年 4月 入社  
 2011年 4月 香港営業所長 兼 倉紡時装 (香港) 有限公司  
 取締役社長  
 2013年 9月 香港営業所長  
 2014年 4月 企画室長付  
 2014年 6月 執行役員  
 2017年 6月 取締役・執行役員  
 2020年 6月 取締役・常務執行役員 (現任)  
 (環境メカトロニクス事業部長)

**取締役候補者とした理由**

川野憲志氏は、2017年6月に取締役に就任し、環境メカトロニクス事業の担当取締役としての環境メカトロニクス事業全般に関する豊富な経験と知識を生かし、企業価値の向上に貢献しております。今後も引き続き、取締役としてグループ全体の適切な経営を行い、企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから取締役候補者となりました。



候補者番号

5 ほんだ かつひで  
本田 勝英

(1956年12月20日生)

再任

所有する当社株式の数

5,100株

当社との特別の利害関係

なし

重要な兼職の状況

なし

取締役会出席状況

14回／14回

#### 略歴 (地位および担当)

1981年 4月 入社  
2009年 6月 総務部長 兼 倉紡記念館長  
2012年 6月 執行役員  
2014年 6月 取締役・執行役員 (現任)  
(総務部、不動産開発部、施設環境部担当)

#### 取締役候補者とした理由

本田勝英氏は、2014年6月に取締役就任し、総務部門・不動産事業等の担当取締役としての法務、リスク管理、不動産業務等に関する豊富な経験と知識を生かし、企業価値の向上に貢献しております。今後も引き続き、取締役としてグループ全体の適切な経営を行い、企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから取締役候補者としていたしました。



候補者番号

6 いな おか すすむ  
稲岡 進

(1960年6月3日生)

再任

所有する当社株式の数

5,400株

当社との特別の利害関係

なし

重要な兼職の状況

なし

取締役会出席状況

14回／14回

#### 略歴 (地位および担当)

1983年 4月 入社  
2007年 5月 化成品業務部長  
2010年 6月 常勤監査役  
2014年 6月 取締役・執行役員 (現任)  
(企画室、人事部、知的財産部、技術研究所担当)

#### 取締役候補者とした理由

稲岡進氏は、2014年6月に取締役就任し、経営企画・人事・知的財産部門および技術研究所の担当取締役としての経営企画、人事政策、知的財産戦略、研究開発に関する豊富な経験と知識を生かし、企業価値の向上に貢献しております。今後も引き続き、取締役としてグループ全体の適切な経営を行い、企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから取締役候補者としていたしました。



候補者番号

7

ふじい  
藤井

ひろし  
裕詞

(1960年9月22日生)

再任

所有する当社株式の数

5,100株

当社との特別の利害関係

なし

重要な兼職の状況

なし

取締役会出席状況

14回／14回

#### 略歴（地位および担当）

1983年 4月 入社  
2011年 4月 経理部長  
2013年 6月 執行役員  
2016年 6月 取締役・執行役員（現任）  
（経理部、システム部担当 兼 経理部長）

#### 取締役候補者とした理由

藤井裕詞氏は、2016年6月に取締役に就任し、経理・システム部門の担当取締役としての財務経理、システム業務に関する豊富な経験と知識を生かし、企業価値の向上に貢献しております。今後も引き続き、取締役としてグループ全体の適切な経営を行い、企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから取締役候補者いたしました。

(注) 本議案における各氏は、現在、いずれも当社の取締役であるところ、当社は、保険会社との間で、各氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が取締役として行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が負担することとなる損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなっており、被保険者の保険料は当社が全額負担しております。本議案において各氏の再任が承認された場合は、各氏は引き続き当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は、2021年7月に同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役 谷澤実佐子氏が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役候補者は、以下のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、取締役社長および監査等委員全員で構成される任意の指名・報酬諮問委員会の答申をふまえて、監査等委員である取締役としての資質、能力および企業価値向上への寄与等についての協議、検討を行った結果、監査等委員である取締役候補者について適任であるとされ、監査等委員会から本議案の本定時株主総会への提出についての同意を得ております。



たにざわ みさこ  
**谷澤 実佐子** (1961年11月29日生)

再任 社外 独立

|            |             |          |            |
|------------|-------------|----------|------------|
| 所有する当社株式の数 | 当社との特別の利害関係 | 取締役会出席状況 | 監査等委員会出席状況 |
| 0株         | なし          | 14回／14回  | 12回／12回    |

重要な兼職の状況

国立大学法人兵庫教育大学 監事  
谷澤公認会計士事務所 代表

#### 略歴（地位および担当）

1992年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）  
入所  
1996年 4月 公認会計士登録  
2004年10月 有限責任監査法人トーマツ シニアマネジャー  
2016年 4月 国立大学法人兵庫教育大学 監事（現任）  
2017年 2月 有限責任監査法人トーマツ 退所  
2017年 3月 谷澤公認会計士事務所 設立  
2018年 8月 税理士登録  
2019年 6月 当社 取締役（監査等委員）（現任）

#### 社外取締役（監査等委員）候補者とした理由

谷澤実佐子氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士としての豊富な経験と高い会計的知見を有しており、今後も引き続き、社外取締役（監査等委員）として客観的かつ独立した立場から取締役、執行役員等の職務の執行を適正に監査、監督していただくことができると考えており、また女性の視点、観点を生かし、当社の重要な経営戦略であるダイバーシティ&インクルージョンの推進等に貢献いただけたと考え、社外取締役（監査等委員）候補者としたしました。

**社外取締役候補者に期待する役割**

- ・企業価値向上のため積極的な事業運営を行うことに関する取締役会での意思決定等について、公認会計士としての豊富な経験、高い会計的知見を生かし、経営陣から独立した客観的な立場から取締役、執行役員等の職務を監査、監督すること。
- ・女性の視点、観点を生かし、当社の重要な経営戦略であるダイバーシティ&インクルージョンの推進等に貢献すること。
- ・指名・報酬諮問委員会の委員として、役員の指名、報酬の決定に関する客観性・透明性の確保、説明責任の強化に貢献すること。

**独立性に関する事項**

谷澤実佐子氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」の要件を満たしており、また東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員要件も満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断しております。

**(注) ①社外取締役に関する事項**

ア. 谷澤実佐子氏は社外取締役候補者であります。

谷澤実佐子氏の再任が承認された場合には、引き続き、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。なお、「社外取締役の独立性に関する基準」につきましては、株主総会参考書類53頁から54頁に掲載しております。

イ. 谷澤実佐子氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、2年であります。

**②非業務執行取締役（社外取締役）との責任限定契約について**

当社は、現在、谷澤実佐子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

**③社外取締役との役員等賠償責任保険契約について**

谷澤実佐子氏は、現在、当社の社外取締役（監査等委員）であるところ、当社は、保険会社との間で、同氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が取締役として行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が負担することとなる損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなっており、被保険者の保険料は当社が全額負担しております。本議案において同氏の再任が承認された場合は、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は、2021年7月に同内容での更新を予定しております。

以上

## 社外取締役の独立性に関する基準（ご参考）

当社は、コーポレートガバナンスの強化にとって必要な客観性および透明性を確保するための社外取締役<sup>[i]</sup>の独立性に関する基準を以下のとおり定める。社外取締役が次に掲げる項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないと判断するものとする。

1. 当社およびその連結子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の業務執行者<sup>[ii]</sup>
2. 当社の現在の主要株主<sup>[iii]</sup>（主要株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者）
3. 当社グループが大口出資者（総議決権の10%以上の議決権を直接、または間接的に保有している者）となっている法人の業務執行者
4. 当社グループの主要な取引先<sup>[iv]</sup>またはその業務執行者
5. 当社グループを主要な取引先とする者<sup>[v]</sup>またはその業務執行者
6. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
7. 当社の主幹事証券会社の業務執行者
8. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産<sup>[vi]</sup>を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法律事務所、監査法人、コンサルティングファーム等の法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属する者）
9. 当社グループから多額の寄付<sup>[vii]</sup>を受けている者（当該多額の寄付を受けている者が法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属する者）
10. 近親者<sup>[viii]</sup>が上記1から9までのいずれかに該当する者（ただし、上記1以外は、重要な者<sup>[ix]</sup>に限る。）
11. 過去3年間において、上記2から9のいずれかに該当していた者。なお、上記1については、過去10年間において該当していた者とする。
12. その他、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外取締役として職務をはたせないと合理的に判断される事情を有している者

以上

- [i] 「社外取締役」とは、会社法第2条第15号に定める社外取締役をいう。
- [ii] 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者および使用人をいう。
- [iii] 「主要株主」とは、当社の直近の事業年度末において、自己または他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。
- [iv] 「主要な取引先」とは、次に掲げる者をいう。
- (1) 当社グループが製品等を提供している取引先であって、当該取引先との取引額が当社の直近に終了した過去4事業年度のいずれかにおいて、その事業年度における当社の連結売上高の2%を超える者
  - (2) 当社グループが借入れをしている金融機関であって、当該金融機関の借入金残高が当社の直近事業年度末において、当社の連結総資産の2%を超える者
- [v] 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループに対して、製品等を提供している取引先であって、当社グループとの取引額が当該取引先の直近に終了した過去4事業年度のいずれかにおいて、その事業年度における当該取引先の連結売上高の2%を超える者をいう。
- [vi] 「多額の金銭その他の財産」とは、次に掲げるときをいう。
- (1) 当該専門家が個人の場合は、当社グループから受け取った役員報酬を除く当該財産の合計額が、当社の直近に終了した過去3事業年度の平均で、年間1,000万円を超えるとき
  - (2) 当該専門家が法人、組合等の団体の場合は、当社グループから受け取った当該財産の合計額が、当社の直近に終了した過去3事業年度の平均で、当該団体の年間総収入額の2%を超えるとき
- [vii] 「多額の寄付」とは、当社グループから、当社の直近に終了した過去3事業年度の平均で、年間1,000万円を超える寄付を受けている場合をいう。
- [viii] 「近親者」とは、配偶者、2親等以内の親族をいう。
- [ix] 「重要な者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員および部長職以上の上級管理職にあたる使用人をいう。

# 株主総会会場ご案内略図

## 開催場所

岡山県倉敷市本町7番2号

## 倉敷アイビースクエア

ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙をご持参ください。



### 電車の場合



J R 西日本山陽本線

## 倉敷駅

南口より徒歩約15分

### お車の場合



敷地内に駐車場がございますが、台数に限りがございますので、公共交通機関をご利用くださいようお願い申し上げます。

敷地内駐車場に限り、駐車券をお渡しさせていただきます。他の有料駐車場をご利用の場合は、株主様のご負担をお願いいたします。

## <新型コロナウイルスに関するお知らせ>

感染予防の観点から、株主総会開会前のドリンク類などのご提供および株主総会終了後の株主懇親会は、昨年同様、中止させていただきますことといたしました。株主の皆様におかれましては、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

### NAVITIME

出発地から株主総会会場までスマートフォンがご案内します。右図を読み取りください。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。